

## 条例周知部会 提言書(案)

条例周知部会は、広陵町自治基本条例第 6 条に掲げる「町民の役割と責務」の理解促進と、広陵町まちづくり推進計画の基本方針2「参画及び協働の推進」に定めのある環境づくりや体制づくりについて、本部会員の活動状況などを事例とし、必要な取組について協議を行いました。

### 広陵町自治基本条例(抜粋)

#### (町民の役割と責務)

第 6 条 町民は、自らがまちづくりの主体であることを自覚するとともに、互いの活動を尊重し、認め合いながら自らの発言と行動に責任を持って積極的にまちづくりに参画するよう努めなければならない。

#### 広陵町まちづくり推進計画(抜粋)

##### <基本方針2>参画及び協働の推進

2-1 町民が参画しやすい環境づくり

2-2 あらゆる町民や団体が連携及び協働できる体制づくり

### <協議に至った経緯>

本町の自治基本条例やまちづくり推進計画を推進していくには、町民がまちづくりの主体で、まちづくりに関わっていることの気づきや、行政が町民とともにまちづくりを行う上での情報発信や支援の仕組みが必要です。

部会員の活動状況などから現状把握すると、「まちづくり(条例・計画)」に対する町民と行政の考え方に乖離があること、また、行政と協働するための関係づくりなどが課題となりました。

当部会において、令和 6 年度に 4 回の部会を開催し、「まちづくりの必要性」や、「わかりやすい周知方法」、「行政と協働するために必要なこと」などについて議論を深め、町民の参画・協働を推進する取組の一つとして今回の提言書を取りまとめることとなりました。

|              |  |
|--------------|--|
| 第1回<br>5/29  | 自治基本条例策定後のまちづくりの現状把握<br>・部会委員の「私のまちづくり活動」から<br>・「条例」=「まちづくり」のイメージについて(難しい・無関心)<br>・誰でも理解しやすい周知方法は<br>・顔の見える関係、地域のつながり、場づくりの重要性(住民×住民・住民×行政)    |
| 第2回<br>6/28  | まちづくりに興味関心を持ち、参画と協働を広げるための課題<br>・興味が湧かない→なぜ?<br>・行政が行う認識で特に困っていない。自分ごとに思えない<br>・表現などが行政的で難しいと、必要性や活動について理解しようと思えない<br>・各団体等の活動がまちづくりにつながる意識がない |
| 第3回<br>10/31 | 各部会員の活動等から周知理解、行政との協働に向けた取組を考える<br>・何を周知すべきか<br>・わかりやすい周知方法等<br>・行政、地域活動などをつないでいく方法<br>・行政内での理解促進について  |
| 第4回<br>12/19 | 参加・参画と協働のまちづくり推進に向けた取組案確認(提言内容)<br>・条例推進部会としての提言内容確認   |

## 条例周知部会からの提言

### <わかりやすい表現での情報発信・説明周知>【条例第4条・第9条関係】

行政施策、地域活動、各団体活動等、それぞれのまちづくり活動について、広くわかりやすい情報を発信することで、参画、協働の理解促進につながると考えますので、次のような工夫を検討し仕組みづくりを進めるよう提言します。

#### ◆行政は

- ・参加・参画・協働のまちづくりの必要性について、町民目線でわかりやすくする。
- ・誰もがまちづくりに興味関心が持てるよう、親しみやすい名称やわかりやすい表現にする。
- ・まちづくり活動について、広報・HP等を活用した情報発信による活動の見える化をする。

#### ◆町民は

- ・町民自身も地域の活動に興味を持つ。
- ・積極的に活動の情報発信をする。
- ・まちづくり活動に子どもも参画できるような情報発信にする。

### <行政、町民がまちづくりの相互理解につながる場の創出>【条例第4条・第11条・第12条関係】

行政、町民のつながり、顔の見える関係づくりが、相互のまちづくり活動の理解につながり、参画協働の推進につながると考えますので、町の施策実施の際は、町民との意見交換や事例報告等の場の創出を提言します。

#### ◆行政は

- ・町民の参画を促す意見交換会・ワークショップ・事例発表会などを開催する。
- ・まちづくりに関する自由な意見交換や熟議が行える場や機会をつくる。
- ・議論するために必要な情報を積極的に町民と共有する。
- ・町民が行う自主的な活動に対し、支援や情報提供をする。

#### ◆町民は

- ・積極的にまちづくり活動に関心を持って参加する。
- ・地域の課題を自分事としてとらえ、自分にできることに取り組む。

### <行政の理解促進の取組>

「町民は、まちづくりの主体であり、町政やまちづくりに参画する権利を有すること」を、双方が理解するとともに、行政側、協働する相手側の双方が参画協働の理解促進できるよう、行政は全庁的に町民との協働の視点をもって取組を実施するよう提言します。

- ・協働の先進事例を学ぶ機会を創出する。
- ・施策実施状況報告書を協働の視点を意識して作成する。

## ＜条例の内容を理解する＞

住民自治を基盤としたまちづくりを進めて行くため、町民と行政が協力し制定された条例であり、お互いの役割を再認識するため、条例・逐条解説・パンフレット等を確認する。